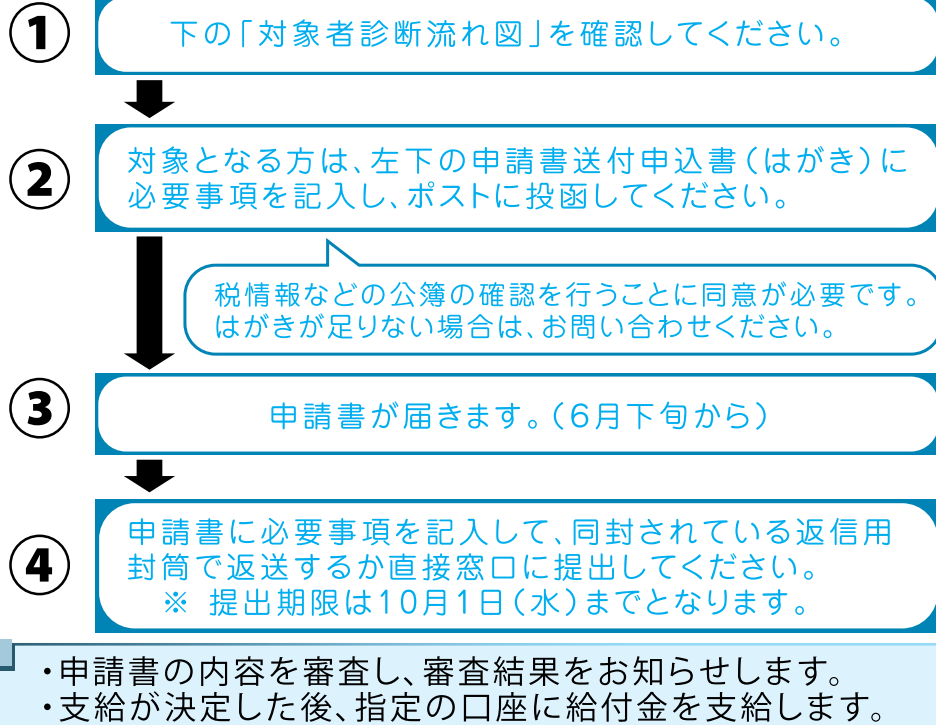


臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

- 消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方の生活への影響を考慮して「臨時福祉給付金」を、中所得層の子育て世帯への影響を考慮して「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。
- 対象となるかどうかは、下の「対象者診断流れ図」や12ページに記載の支給要件を確認してください。
- 対象となる方は、右のとおり申請が必要になります。
- 申請書の受付は、平成26年7月1日(火)から平成26年10月1日(水)までです。
- 2つの給付金について、わからないことがございましたら、12ページに記載の推進本部までお問い合わせ願います。

給付金の申請方法



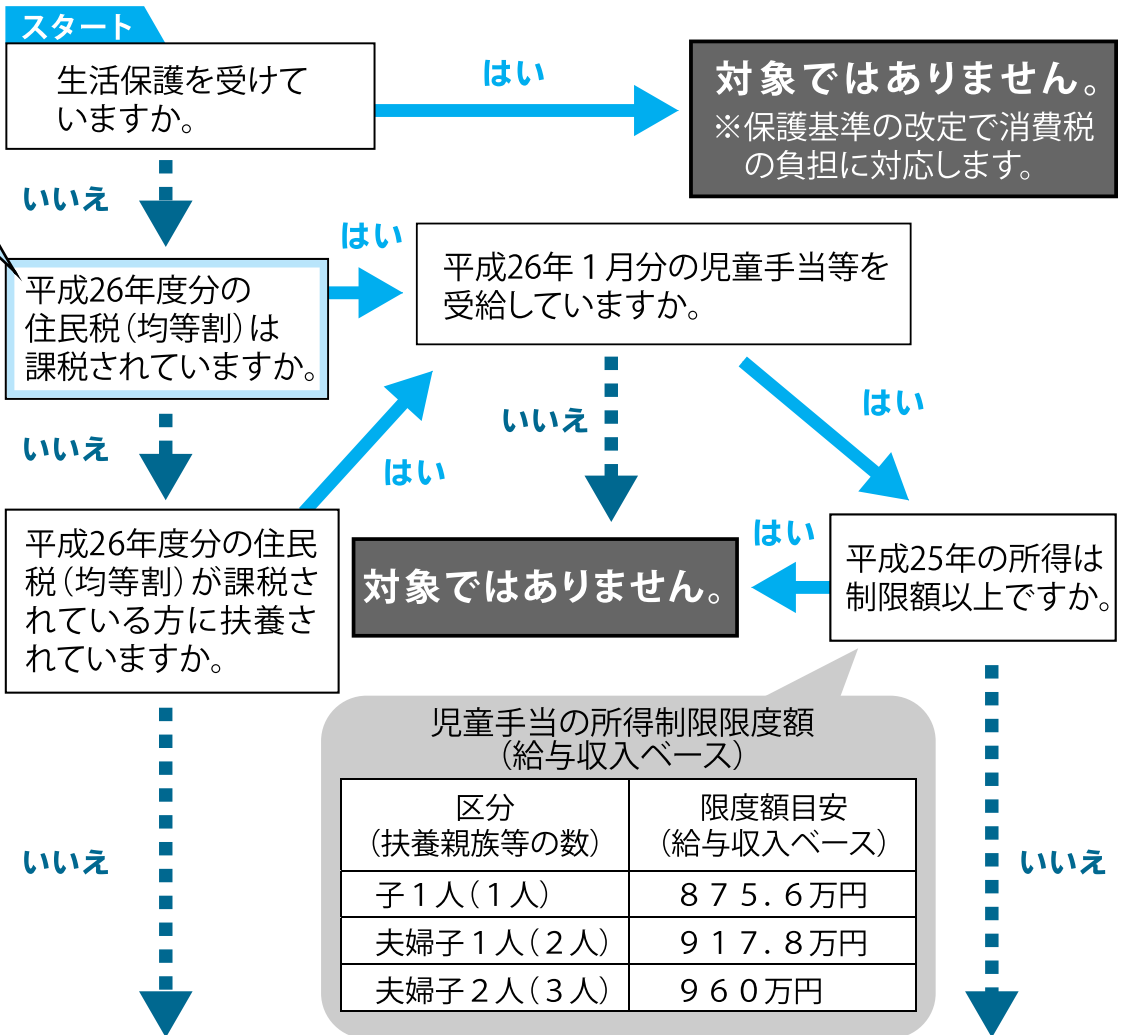
次の場合には、基本的に住民税(均等割)が課税されています。

- ・ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ・介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で6段階以上となっている場合 など

対象者診断流れ図

※この図は一般的な場合を想定しています。

- 基準日は平成26年1月1日になります。



臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
臨時福祉給付金の支給対象者となる可能性があります。(1人につき1万円) ※高齢基礎年金や児童扶養手当などの受給者は1人につき5千円が加算されます。	子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者となる可能性があります。(子ども1人につき1万円)

※臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を重複して受け取ることはできません。

郵便はがき

0978790

料金受取人払郵便

稚内支店 承認

711

差出有効期間
平成26年12月31日まで
(切手はいりません。)

(受取人)
稚内市中央3丁目13番15号

稚内市役所

臨時福祉給付金支給事業 推進本部
子育て世帯臨時特例給付金支給事業 行

